

地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程

平成22年4月1日規程第50号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の事業の遂行に伴い、徴収すべき料金等について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 道総研の徴収すべき料金に関しては、知事の認可する料金上限の範囲内でこの規程の定めるところによる。

(料金)

第3条 前条の料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 試験機器等設備使用料は別表1のとおり
- (2) 依頼試験等手数料は別表2のとおり
- (3) 建築性能評価手数料は別表3のとおり
- (4) 構造計算適合性判定手数料は別表4のとおり
- (5) 指導手数料は別表5のとおり
- (6) 固定資産の使用料は別表6のとおり

2 前項(1)及び(2)にかかわらず、道内に住所を有しない者（法人又は団体にあつては、事務所又は事業所を有しないもの）が試験機器等の設備を使用する場合並びに試験、分析、測定等及び成績書の謄本の交付を依頼する場合にあつては、(1)に定める使用料又は(2)に定める手数料の2倍の料金とする。

(納入期限)

第4条 前条第1項別表で定める依頼試験、設備使用及び建築性能評価に係る使用料及び手数料については、前納を原則とする。ただし、経理責任者がやむを得ないと認めるときは、債務の履行請求の日から20日以内において適宜の納入期限を定め、速やかに納めさせるものとする。

2 固定資産の使用料については、理事長の指定する期日までに納めさせなければならない。

(減免及び分納)

第5条 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

2 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を分納させることができる

3 使用料又は手数料の額が、1回の請求につき100円未満となるときは、その支払いを免除することができる。

4 減免及び分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。